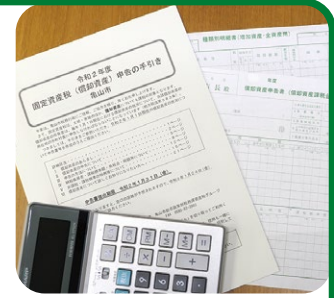


1. 償却資産をお持ちの人は申告が必要です

償却資産とは？

工場や商店、農業などを営んでいる法人や個人が、その事業のために用いる機械、器具、備品等を償却資産と言い、固定資産税の課税対象になります。



償却資産の申告とは？

償却資産をお持ちの人は、法律に基づき、毎年1月1日時点の所有状況をその償却資産の所在地の市町村長へ申告する必要があります。

市では、12月中旬頃、償却資産をお持ちの人に申告書を送付します。また、新規に事業を始めた人など申告書が届かない人は、税務課資産税グループへご連絡ください。

※所有する資産に変更がない場合も、申告書の提出をお願いします。

申告書の提出期限 令和2年1月31日(金)

提出先 市役所1階税務課資産税グループ、関支所1階地域観光課地域サービスグループ

申告対象となる資産は？

毎年1月1日時点に所有している有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得金額の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

資産の種類	主な償却資産の例
①構築物	外構工事(門、フェンス、アスファルト舗装)、広告塔、アンテナなど
②機械および装置	ポンプ、クレーン、各種生産機械、コンベヤー、耕うん機など
③船舶	ボートなど
④航空機	ヘリコプターなど
⑤車両および運搬具	台車、大型特殊自動車など
⑥工具・器具および備品	測量工具、事務机、ロッカー、パソコンなど

※無形固定資産(鉱業権、特許権など)および自動車税、軽自動車税の課税対象となっている自動車(小型特殊自動車[トラクターなど])は、課税対象になりません。

2. 建物を取り壊した場合は「取り壊し届」を忘れずに

毎年1月1日時点に建っている家屋に固定資産税が課税されます。家屋が建っているかの現地調査は計画的に行っていますが、垣根や塀などで確認できないこともあります。

家屋を取り壊した場合は、速やかに「**建物取り壊し届**」を資産税グループへ提出してください。

なお、登記済みの家屋は、法務局で滅失登記の手続きを行ってください。その場合は、資産税グループへの届け出は不要です。

3. 未登記家屋の所有者が変わった場合は届け出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日時点の所有者に課税されます。未登記家屋について、相続、売買、贈与などにより所有者に変更があった場合は、速やかに「**家屋補充課税台帳所有者変更届**」を資産税グループへ提出してください。

なお、登記済みの家屋は、法務局で所有権移転登記の手続きを行ってください。その場合は、資産税グループへの届け出は不要です。